

個人情報の紛失についてのおわび

令和7年4月11日

この度、院内において、個人情報（患者氏名、傷病名等）を保存したUSBメモリ（1本）を紛失したことが判明しました。

皆様に多大な御心配・御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。

内容及び対応については、以下のとおりです。

1 事案の経緯

- （1）令和7年3月31日、事務職員が、院内の医療データ分析に使用するため、昨年度入院した患者の個人情報を含むデータを、電子カルテシステムから抽出し、病院が管理するパスワードロック機能付きUSBメモリ※に保存した。
※ 当該USBメモリには国が推奨する暗号技術が用いられており、今回設定したパスワードは裁断の上処分済。
- （2）令和7年4月2日、当該事務職員が、机上に置いていたUSBメモリが無いことに気づき、職員本人と部門スタッフが部署内や会議室等の院内の各所を探索したが、発見に至らなかった。
- （3）その後、当該事務職員が院内業務用パソコンに保存していた情報から対象者の特定を行うとともに、4月4日に洲本警察署に遺失届を提出した。
- （4）4月10日、対象の方へ謝罪文書を発送

2 紛失した個人情報

医療データの分析（早期退院に向けた入院日数の分析）のために電子カルテシステムから抽出した医療情報（氏名、患者ID、入退院日、傷病名等）

3 対象者数

763名（令和6年4月～7年1月の間に県立淡路医療センターに入院していた方の一部）

4 再発防止策

- ・電子カルテシステムからのデータ抽出時は、個人情報を削除することを徹底する。
- ・USBメモリを利用する際の院内の手順（施錠した場所での管理、利用後のデータ削除や速やかなUSBの返却等）の遵守をあらためて徹底する。
- ・全職員に対し、今回の経緯を踏まえた文書通知を行うとともに、研修会等の機会を通じて改めて個人情報の適正管理について周知徹底を図る。